

## Vol.28 「プレイヤーの90%以上は」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

## 1. SMEs

中小企業、Small and Medium-sized Enterprises (SMEs)、その定義は様々あるが、例えば国際労働機関 (ILO) では典型的には従業員250人未満と紹介し、多くの国ですべての企業の90%以上が中小企業であり、その多くは従業員10人未満の零細企業<sup>1</sup>であるとしている<sup>2</sup>。これは途上国に限った話ではなく、例えばOECD地域においても、すべての産業の99%を占め、雇用の約60%を創出している<sup>3</sup>。また日本においても企業数で99.7%が中小企業とされる<sup>4</sup>。このように中小企業は世界の産業活動の極めて多くの部分を担っていると言えよう。

## 2. IPとイノベーション・エコシステム

WIPOでは2020年10月にタン新事務局長が就任し、2021年1月から「知的財産とイノベーション・エコシステム」を担当する部局(セクター)を新設した。特許権などの知的財産権の取得、登録といった伝統的な知財官庁の役割に留まらず、その後の段階においてもWIPOとして貢献するべきとの考えである。権利取得後の活用、実際の商品化、ビジネス化、利益の獲得、更には利益を再投資して更なるビジネスの発展、知的財産の創出に繋げるといったイノベーション・エコシステムの各段階においてWIPOとしても様々な関係者の支援をできる、するべきであると考えている。日本においても、知的創造サイクルという言葉が使われているが同様の思考だと考える。

## 3. WIPOの貢献

イノベーション・エコシステムにおけるプレイヤーはもちろん中小企業だけではないが、中小企業が果たす役割は大きいと同時に支援が必要な存在であることも事実である。したがってWIPOの各種支援も中小企業に貢献するものが含まれる。

大企業は、アイデアが生まれた場合、自力で権利化をするのみならず、商品化、マーケティングなどをする経済的、人材的体力があるうが、中小企業はそうはいかない。

そもそもアイデアがあっても知的財産として保護することに関心がない、もしくは知的財産のことをよく分かっていない、知らない、という中小企業もあるかもしれない。となるとまずは知的財産についての基本的な啓発が必要である、ということになる。

また、権利化のための手続きに必要な費用はもとより、権利化した後、商品化しそれを市場に展開するためには更に財政的体力が必要である。もちろん資金を借り入れることは理論上可能であるが、知的財産のような無体財産の資産価値の評価は一筋縄ではいかず、中小企業が必要な財政支援を得られやすい環境であるとは言えない。

もちろんすべてを自力で行う必要はなく、ビジネスパートナーと業務提携、ライセンス契約

をするというやり方もある。この際はどのような条件で行うかという契約が重要であるが、強力な社内法務部隊を有する大企業に比して、中小企業はこの点でもサポートが求められると言えよう。更には、争いが起こった際の紛争解決をどうするのか、ここでも大企業と中小企業の体力の違いは無視できない。

このようにイノベーション・エコシステムの各段階でWIPOが中小企業などをサポートできる場面があると考えている。

## 4. エコシステムを回すために

WIPOでは毎年4月26日の世界知的財産の日テーマを決めて各国関係者と連携しながら様々な活動を行っている。2021年のテーマは「ざらざら中小企業である企業発のアイデアを実際に市場に展開するための観点から準備を進めている」。

また国連総会では、6月27日を零細・中小企業の日とする決議を2017年に採択<sup>5</sup>してこの問題に取り組んでいる。更に国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の文脈でも零細・中小企業の役割は期待されている<sup>6</sup>。

冒頭に示したとおり、日本においても中小企業の割合は極めて高く、日本特許庁をはじめとする各機関も知的財産の文脈で各種支援を展開している。日本を含む加盟国の経験からも学びつつ、WIPOとしても世界のイノベーション・エコシステムの発展に貢献していきたいと考えている。そこで零細・中小企業の果たす役割と可能性は計り知れないから。

<sup>1</sup> 中小企業 (SMEs) に零細企業を加えて MSMEs (Micro-, Small and Medium-sized Enterprises) と表現することもある。

<sup>2</sup> ILOウェブサイト <https://www.ilo.org/infostories/en-GB/Stories/Employment/SMEs#power-of-small>

<sup>3</sup> OECD SME and Entrepreneurship Outlook 2019 <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/34907e9c-en/index.html?itemId=/content/publication/34907e9c-en>

<sup>4</sup> 2020年版 中小企業白書 第3章、第1節、1 第1-3-1図から2016年の数値を用いて算出 [https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/chusho/b1\\_3\\_1.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/chusho/b1_3_1.html)

<sup>5</sup> 国連決議 A/RES/71/279. <http://undocs.org/A/RES/71/279>

<sup>6</sup> [https://sdgs.un.org/sites/default/files/2020-07/MSMEs\\_and\\_SDGs.pdf](https://sdgs.un.org/sites/default/files/2020-07/MSMEs_and_SDGs.pdf)

## NATSUME, Ken-ichiro (WIPO PCT 法務・国際局上級部長)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。